

タバコをやめたいあなたへ

禁煙達成への王道

健康保険を使って禁煙治療を受けられます！

健康保険 本人(被保険者)	令和XX年X月X日交付
被保険者証 記号 9999	番号 99999999
氏名 保険 太郎	性別 男
生年月日 平成XX年 X月 X日	
資格認定 平成XX年 X月 X日	
事業所名称 ○○○○○○	
保険者所在地 ○○○○○○1-2-3	
保険者番号 9999999	
保険者名称 ○○○健康保険組合	

おすすめする理由 1

専門外来の医師が
あなたの喫煙状況を把握したうえで
あなたに適した禁煙補助薬の処方や
治療中のサポートを行います

おすすめする理由 2

2020年4月からはアイコスなどの
「加熱式たばこ」も禁煙治療の対象に

おすすめする理由 3

下記条件*をすべて満たしていれば 健康保険が使えます

*健康保険が適用される禁煙治療の条件

- ただちに禁煙しようと考えている
- ニコチン依存症と診断される
- 35歳以上の場合「喫煙本数/日」×「喫煙年数」が200以上
(35歳未満者は喫煙本数や喫煙年数の条件なし)
- 禁煙治療を受けることに文書で同意する
- 過去1年以内に健康保険で禁煙治療を受けていない



おすすめする理由 4

オンライン診療可能な医療機関もあります

「12週間に計5回の通院」が標準プログラム

初回と最終回のみを通院にして
2~4回目は「オンライン診療」を受けるといった選択肢も

総合病院・内科・呼吸器科・循環器科など
さまざまな診療科で行われています

【全国禁煙外来・禁煙クリニック一覧】

<http://www.nosmoke55.jp/nicotine/clinic.html>



気になる方、下記メールアドレスにご連絡を！

日本発条健康保険組合 保健師 山田 理恵 r.yamada@nhkspg.co.jp